

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公開番号】特開2019-5664(P2019-5664A)
 【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)
 【年通号数】公開・登録公報2019-002
 【出願番号】特願2018-198935(P2018-198935)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【 F I 】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月1日(2019.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行う遊技機であって、
 遊技領域を流下する遊技球を受け入れて転動させることが可能な転動面と、
 前記転動面を転動する遊技球の転動方向を規制する規制部と、
 前記遊技機の正面から見て前記転動面および前記規制部よりも奥側に位置する表示画面
 に画像を表示可能な画像表示手段と、
 発光演出を実行可能な導光板と、
演出に用いる可動体とを備え、
前記導光板と前記規制部とは、別体形成されており、
前記導光板は、前記転動面を転動する遊技球及び前記可動体と接触しない位置に設けら
れ、

前記転動面を転動する遊技球は、前記遊技機の正面から見て前記表示画面の一部と重な
 ることがあり、

前記規制部は、前記転動面の上方に位置し、かつ、前記遊技機の正面から奥行方向にか
 けて下向きに傾斜した傾斜面を含む底部を有し、

前記導光板の端部と前記底部の端部とが連なるように形成されている、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

所定の遊技を行う遊技機であって、
 遊技領域を流下する遊技球を受け入れて転動させることが可能な転動面と、
 前記転動面を転動する遊技球の転動方向を規制する規制部と、
 前記遊技機の正面から見て前記転動面および前記規制部よりも奥側に位置する表示画面
 に画像を表示可能な画像表示手段と、
 発光演出を実行可能な導光板と、
演出に用いる可動体とを備え、

前記導光板と前記規制部とは、別体形成されており、
前記導光板は、前記転動面を転動する遊技球及び前記可動体と接触しない位置に設けられ、

前記転動面を転動する遊技球は、前記遊技機の正面から視て前記表示画面の一部と重なることがあり、

前記規制部は、前記転動面の上方に位置し、かつ、前記遊技機の正面から奥行方向にかけて下向きに傾斜した傾斜面を含む底部を有し、

前記導光板の端部と前記底部の端部とが連なるように形成されている。

また、遊技機は、以下のように構成されてもよい。

変動表示の表示結果が特定表示結果となったときに遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な有利状態制御手段をさらに備え、

前記画像表示手段は、変動表示の実行条件が成立したが未だ開始されていない変動表示に対応する保留表示を、前記表示画面に表示可能であり、

前記規制部は、前記遊技機の正面から視て前記保留表示と重ならない。

(1) 所定の遊技を行う遊技機（たとえば、パチンコ機 1、スロットマシン）であって、

遊技領域（たとえば、遊技領域 2 7）を流下する遊技球を受け入れて転動させることが可能な転動面（たとえば、ステージ 5 0）と、

前記転動面を転動する遊技球の転動方向を規制する規制部（たとえば、区画部 5 5）とを備え、

前記規制部は、前記転動面の上方に位置し、かつ、前記遊技機の正面から奥行方向にかけて下向きに傾斜した傾斜面（たとえば、傾斜面 5 5 b）を含む底部（たとえば、底部 5 5 a）を有する（たとえば、図 7（ a ）,（ c ）参照）。